

ヘルプセット湘南 運営規程

訪問介護

第1条 (事業の目的)

マインドセット合同会社が開設するヘルプセット湘南（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

第2条 (指定訪問介護の運営の方針)

利用者が可能な限りその者の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ヘルプセット湘南
- ② 所在地 平塚市長持394-1 アネックス湘南104

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- 1. 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- 2. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- 3. 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

4. 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 2. 5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日の他、12月30日から1月3日までは営業しない。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③ サービス提供日 利用者からの要請により365日対応できるものとする。
- ④ サービス提供時間 8時から19時までとする。
- ⑤ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 （事業の内容及び利用料等）

指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、自動車・バイクを使用した場合、事業所の実施地域を越える地点から1kmあたり10円を徴収する。なお、訪問介護員が買い物代行サービスを実施する際、利用者宅から買い物先までの移動に車もしくはバイクを使用した時は、ガソリン代として1回あたり実費相当額を徴収する。

3 利用者からサービスキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までにキャンセルの連絡がなかった場合は、1提供あたり700円のキャンセル料金を徴収する。ただし、利用者の容態の急変・緊急時など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要とする。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

5 利用料金の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料金とその他利用料金について記載した領収書を交付する。

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、伊勢原市、平塚市、厚木市の区域とする。

第8条 （事故処理）

事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

第9条 （緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条 （苦情処理）

指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第11条 （虐待防止及び身体拘束に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- ⑥ 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第12条 （衛生管理等）

事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び

備品等の衛生的な管理に努めるものとし、感染症の予防及びまん延防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条 （個人情報の保護）

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

3 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第14条 （記録の整備）

事業所は訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

第15条 （その他運営についての留意事項）

事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年6回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を1年に1回以上実施する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はマインドセット合同会社と事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この変更規程は、令和5年9月1日から施行する。

（事業所名称・事業所住所変更）この変更規則は、令和7年7月1日から施行する。

（第4条改定、第12条追記）この変更規則は、令和7年9月1日から施行する。